

《旧RD最終処分場二次対策工事 工事情報 第210号 をお知らせいたします》

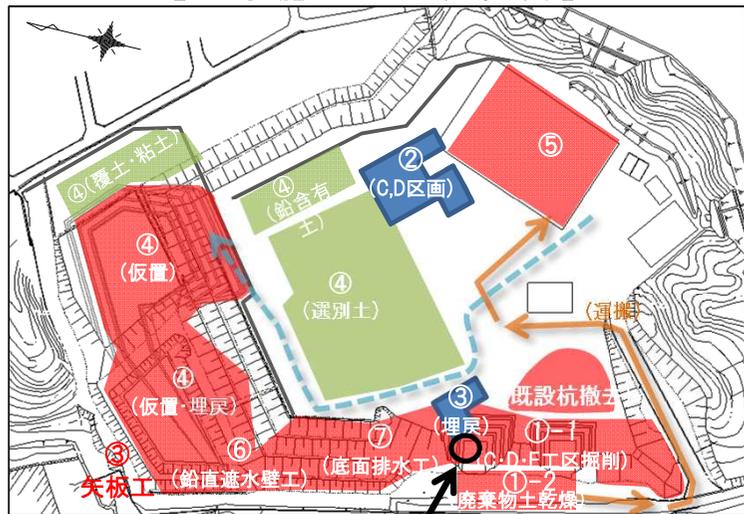
作成日：平成30年3月12日

日付	施工実績										施工予定										備考	
	平成30年3月																					
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		日
工種・作業内容	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
廃棄物土・有害物掘削工																						
① 廃棄物土掘削工																						
①-1 C・D・E工区																						
①-2 廃棄物土乾燥																						
② 有害物掘削工																						
C、D区画																						
矢板部置換																						
③ 矢板工																						
下流部止水矢板																						
引抜き																						
④ 選別土仮置・盛土工																						
選別土仮置・埋戻し																						
廃棄物選別工																						
⑤ 選別処理工																						
一次選別(粗選別)																						
二次選別(機械選別)																						
汚染地下水拡散防止対策工																						
⑥ 鉛直遮水壁工																						
TRD工法																						
B、C工区																						
⑦ 底面排水工																						
C・D工区																						
プレスト管φ800																						

【工事施工予定位置図】

【工事施工状況写真】

撮影日：平成30年3月8日



①-1 C・D・E工区掘削
D工区を掘削しています。



①-1 C・D・E工区掘削
家庭系ごみを外部搬出しています。



② 有害物掘削工
全巡回でC・D区画矢板部の掘削、置換を行っています。

【お知らせ】

- ・D工区の表面から浸透水が一部しみ出している箇所では硫化水素が検出されました。濃度は浸透水直上で5.5ppm程度で、直上から10cm以上離れると検出されません。
- ・周辺環境および作業環境への影響はありませんが、念のため除去剤を浸透水のしみ出し箇所に散布するとともに、除去剤を現場に常備し対応しています。
- ・御不明な点がございましたら、滋賀県最終処分場特別対策室(電話077-528-3670)まで御連絡していただきますようお願いします。

《騒音・振動・粉じん・臭気自動計測の週間結果報告》

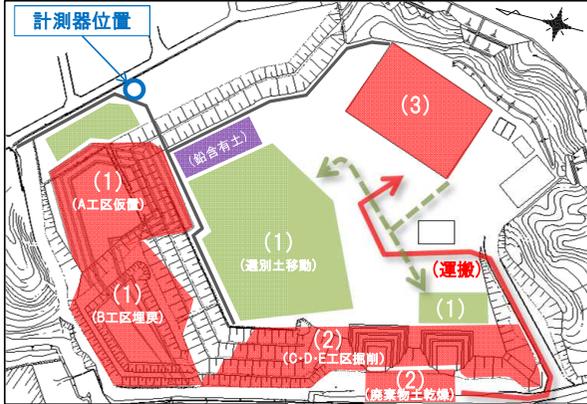
(報告対象期間:3月2日～3月8日)

【概要】

二次対策工事による周辺環境への影響を調査するために、旧RD最終処分場と隣接する住宅地との境界に計測器を設置し、「騒音・振動・粉じん・臭気」を連続自動計測しています。
 各項目の1週間分の計測結果をグラフにしました。
 ※網掛け部は休工の時間帯(休日および夜間)です。

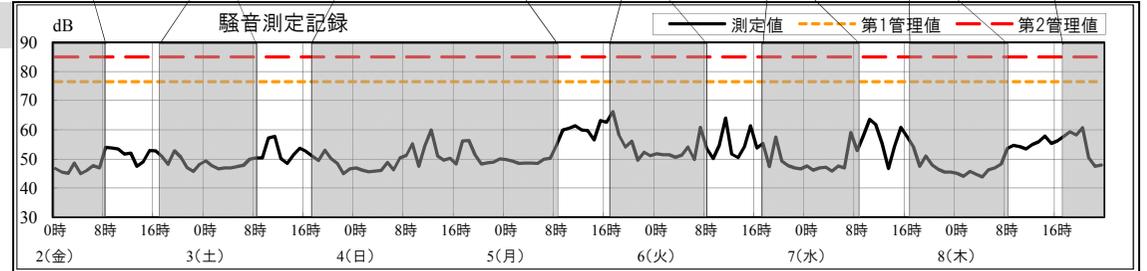
主な実施作業内容	平成30年3月								備考
	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木		
廃棄物土・有害物掘削工			休 工						
(1)選別土仮置・盛土工 B工区埋戻					B工区埋戻				
廃棄物土・有害物掘削工									
(2)廃棄物土掘削工 C・D・E工区				C・E工区掘削					
廃棄物選別工									
(3)選別処理施設工				運転					

【位置図】



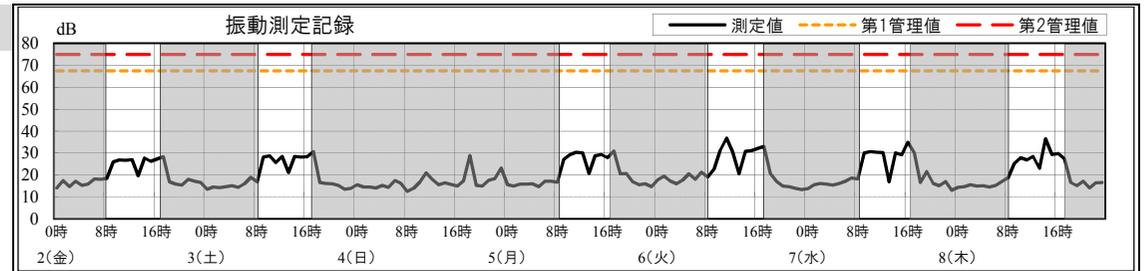
【騒音】

(特になし)



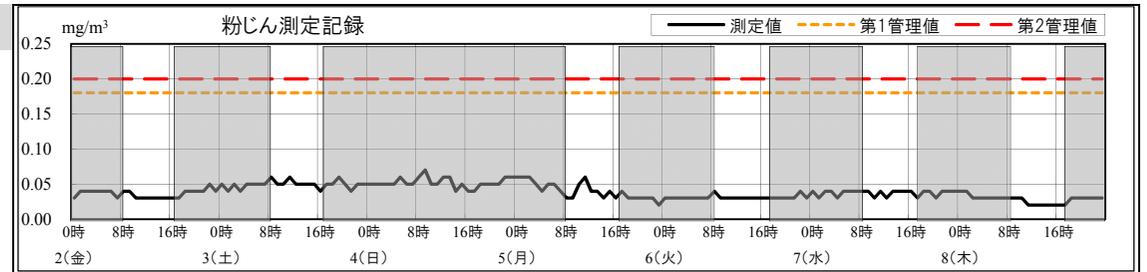
【振動】

(特になし)



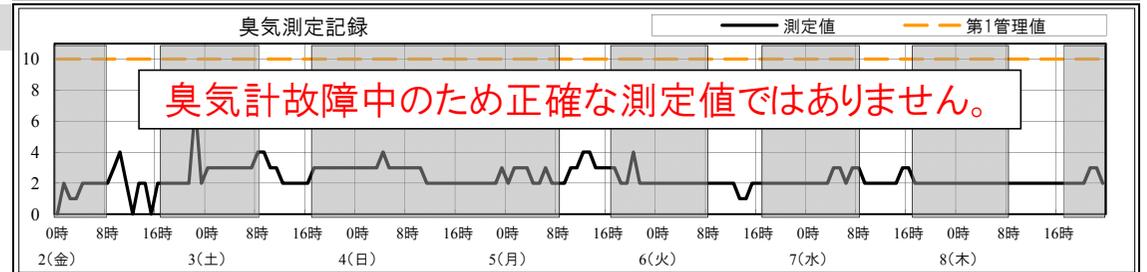
【粉じん】

(特になし)



【臭気】

3月13日に臭気計の修理を行います。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



【測定値管理基準】

	騒音	振動	粉じん	臭気
第1管理値 (基準値の90%)	76dB	67dB	0.18mg/m ³	10(センサ-値)
第2管理値 (基準値)	85dB	75dB	0.2mg/m ³	10
基準値	85dB 栗東市の特定建設作業(騒音)に係る規制基準	75dB 栗東市の特定建設作業(振動)に係る規制基準	0.2mg/m ³ 環境省『大気汚染に係る環境基準』の「環境上の条件・浮遊粒子状物質」記載基準	10(硫化水素臭などの異臭) 津津市「臭気指数規制基準 第1種地域 敷地境界線(第1号)」記載基準

第1管理値を超過した場合

騒音 振動 粉じん	作業を一旦中断し注意喚起した後、警戒しつつ作業を行います
臭気	作業を一旦中断し、現場の監督員が直接臭いを確認します

第2管理値を超過した場合

騒音 振動 粉じん	直ちに作業を中断し、周辺7自治会長に連絡し原因究明後、対策を講じ作業を再開します
臭気	臭いの確認により硫化水素臭などの異臭がした場合には、直ちに作業を中断し、周辺7自治会長に連絡し対策を講じたうえで作業を再開します